

パッケージ型インフラ海外展開の推進体制の強化について (パッケージ型インフラ海外展開大臣会合取りまとめ)

平成 22 年 12 月 21 日

内 閣 官 房

1. 開催状況

当大臣会合は、「関係大臣会合を中心に、官邸主導で政府一体となつて、インフラ需要の旺盛なアジアを中心とする地域への海外展開を図る事業者の方々を強力に支援する。」(第 1 回「新成長戦略実現会議」(9 月 9 日)、総理指示)との方針に従い、以下のとおり、6 回の会合を行った。

9 月 28 日 (第 1 回) 総論

10 月 6 日 (第 2 回) 原子力について

10 月 22 日 (第 3 回) ベトナムについて

11 月 16 日 (第 4 回) 鉄道について

12 月 1 日 (第 5 回) 水について

12 月 10 日 (第 6 回) 横断的・構造的問題について

2. 成果や実施済の措置

(1) 政府は、以下の 4 点に即して、短期的・中長期的視点から総合的かつ戦略的に勘案し、パッケージ型インフラプロジェクトの海外展開を支援し、トップセールスを推進した。

- ・ 大型案件であり、我が国への波及効果(特に経済・雇用面)が高い
- ・ 今後の類似案件への波及効果が見込まれる

- ・国際標準作り等において重要な契機となる
 - ・我が国に強みがあり、国際競争を勝ち抜ける潜在力がある
- (2) 第3回会合においてベトナムについて集中的に議論を行い、これを踏まえた結果、10月31日の日越首脳会談において、ベトナム第2期原子力発電所整備計画やレアアース開発のパートナーに日本が決定される等の成果を得た。
- (3) 横断的な政府の支援策として、以下の措置等を実施した。
- ①各省幹事会を設置し、大臣会合の論点整理を行い、指示事項のフォローアップを徹底。また、政府部内での情報共有化を実施
 - ②「インフラプロジェクト専門官」の指名（12月1日付、49カ国56カ国公館で指名）等による海外情報収集体制の強化
 - ③政令改正によりJBI Cが行いうる先進国向け投資金融に都市鉄道・水等を追加（11月16日政令改正を閣議決定）
 - ④原子力協定について、交渉体制を強化し、優先国との交渉を早急に実施

3. 今後の取組

- (1) インフラ海外展開に当たっては、案件形成の初期段階からの関与が重要との観点より、今後、以下の4点を推進する。また、コンソーシアム強化に取り組む。
- ①重点国・重点分野を中心に、政府一体となった政策対話の強化
 - ②コンサル分野の強化やF/Sの拡充等の推進。それらは民間の創意を活かす形を徹底
 - ③国際標準化の取組強化による、日本の先進的技術の普及推進
 - ④日本裨益が見込まれる買収案件についての、政府の更なる積極的な対応
- (2) 大型プロジェクトの増加と資金の巨額化・長期化に対応して、民

間から政府によるリスクテイクの拡大が強く求められていたところ、民間資金の補完機能として関係政府機関のファイナンス面での機能強化を以下のように行う。関係各省は、所要の手続きを開始する。

① J B I C

- ・機能強化（先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等）とともに、機動性・専門性・対外交渉力強化の観点から、日本政策金融公庫から J B I C を分離。次期通常国会への提出を目指し、法案作成の準備を進める。当大臣会合で決める基本方針を踏まえた出資への積極的取組が必要。戦略的海外投融資を積極的に進めるための資金基盤を強化

② J I C A

- ・海外投融資について、具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」を年内に開始し、年度内に再開を実現

③ N E X I

- ・貿易保険の強化として①現地通貨為替リスク対応強化、②付保率の引き上げ等を、年度内を目途に実施

本会合は、来年以降も引き続き開催し、海外展開を図る事業者の方々を強力に支援する。